

事例番号:290209

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 35 週 0 日

16:00 破水のため搬送元分娩機関に入院

4) 分娩経過

妊娠 35 週 1 日

4:00 頃- 胎児心拍数陣痛図にて胎児頻脈の持続

5:30 児頭高く急速娩出術必要と判断され、当該分娩機関へ母体搬送

6:10 当該分娩機関に入院

7:30 体温 38.5℃

9:27 子宮底圧迫法併用の吸引分娩にて児娩出、後方後頭位

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:35 週 1 日

(2) 出生時体重:2475g

(3) 臍帯血ガス分析:pH 7.191、PCO₂ 48.1mmHg、PO₂ 18mmHg、HCO₃⁻ 18.4mmol/L、
BE -10mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 8 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 早産、呼吸窮迫の診断

生後2-3日 頻回の無呼吸発作あり

生後19日 退院

1歳11ヶ月 15分間目を開いたまま右手をひっくり返させ反応なし、小児科受診

(7) 頭部画像所見:

1歳11ヶ月 頭部MRIにて脳室周囲白質軟化症を呈している

6) 診療体制等に関する情報

<搬送元分娩機関>

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1名

看護スタッフ:准看護師 1名

<当該分娩機関>

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2名、小児科医 1名

看護スタッフ:助産師 3名、看護師 3名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、未熟性を背景に脳の虚血(血流量の減少)が生じたことにより脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことであると考え、脳の虚血(血流量の減少)を引き起こした児の循環動態の変動がどの時期にどのように生じたかを解明することは困難である。

(2) PVLの発症に高サイトカイン血症が関与した可能性があると考え。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 35 週 0 日に破水のために搬送元分娩機関を受診した際の対応(入院管理としたこと、超音波断層法実施、内診、ハイトライン測定、分娩監視装置装着)は医学的妥当性がある。
- (2) 搬送元分娩機関における入院後の管理(胎児心拍数モニタリング、抗生物質投与、血液検査実施等)は一般的である。
- (3) 搬送元分娩機関において、子宮口全開大後に、児頭が高く急速遂娩術が必要であると判断し、妊娠 35 週のため当該分娩機関へ母体搬送としたことは選択肢のひとつである。
- (4) 当該分娩機関に入院後の対応(ハイトライン測定、分娩監視装置装着、超音波断層法実施、内診、血液検査実施、酸素投与)は一般的である。
- (5) 当該分娩機関において、子宮底圧迫法および吸引分娩施行の適応、開始時の児頭の位置、実施時間および回数、総牽引時間について診療録に記載していないことは一般的ではない。
- (6) 臍帯血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)、および当該分娩機関 NICU へ入室管理としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

胎児心拍数陣痛図の記録速度は 3cm/分に設定することが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」では、基線細変動の評価や一過性徐脈の鑑別のために、胎児心拍数陣痛図の記録速度を 3cm/分とすることが推奨されている。

(2) 当該分娩機関

- ア. 観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に詳細を記載する必要がある。

1. 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、子宮内感染が疑われる場合や早産などの場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

分娩監視装置の医療機器については時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。

【解説】本事例では、診療録の記載時刻と胎児心拍数陣痛図の印字時刻にずれがあった。徐脈の出現時刻等を確認するため、分娩監視装置等の時刻合わせは重要である。

(2) 当該分娩機関

ア. 分娩監視装置の医療機器については時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。

【解説】本事例では、胎児心拍数陣痛図の印字時刻と実際の時刻にずれがあった。徐脈の出現時刻等を確認するため、分娩監視装置等の時刻合わせは重要である。

イ. 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が早産期に出生した場合やNICUへの入室が必要となった場合等には、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 早産児のPVL発症の病態生理、予防に関して更なる研究の推進が望まれる。

イ. 分娩機関に対して、胎児心拍数陣痛図は3cm/分で記録するよう指導することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。